

お知らせ
info

基礎調査にご協力いただきありがとうございました

土砂災害警戒区域等の指定における説明会を開催します

☎ 愛媛県南予地方局 建設部 河川港湾課 ☎ 0895-22-4831

愛媛県では、土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査を実施していましたが、住民の皆さまのご協力により無事終了し、令和2年3月までに調査結果を郵送で送付しています。

また、今後は、基礎調査結果に基づき、調査箇所を土砂災害警戒区域等に指定することとなりますので、これに先立ち、区域指定の内容について、下記のとおり説明会を開催します。

説明会はオープンハウス方式で開催しますので、ご都合のいい時間に、お気軽にご参加ください。

【説明内容】

- ・土砂災害発生状況について
 - ・土砂災害防止法について
 - ・土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について
 - ・これらの区域で行われる施策および制限される行為について
- この他、個別の質問や相談も受け付けます

【開催日時と会場】

- 1月29日(金) 日吉公民館
- 2月2日(火) 泉公民館
- 2月4日(木) 愛治公民館
- 2月10日(水) 好藤公民館
- 2月16日(火) 三島公民館
- 2月18日(木) 近永公民館

時間はどの会場も

9時30分～19時30分(最終受付)



土砂災害警戒区域および特別警戒区域は「えひめ土砂災害情報マップ」に掲載しています。

お知らせ
info

事業主の皆さんへ

令和3年度償却資産申告は2月1日までに行ってください

☎ 町民生活課 資産評価係 内線 2125

会社や個人で工場、商店や農業などを経営しておられる方がお持ちの償却資産（その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。）には、固定資産税が課税されます。賦課期日（毎年1月1日）現在の所有状況について、令和3年2月1日（月）までに償却資産申告書を提出してください。

例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用している場合は、償却資産として課税対象となります。

なお、資産の異動がない場合についても申告は必要です。

申告期限：令和3年2月1日（月） **提出先：**鬼北町役場 町民生活課

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境に直面している中小事業者・小規模事業者に対して、償却資産や事業用家屋に係る固定資産税を軽減します。

軽減対象者 租税特別措置法に規定される中小事業者・小規模事業者で、令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3カ月間における売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少した方

軽減年度 令和3年度課税分

軽減対象資産 事業用家屋・償却資産

軽減割合 令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している場合、2分の1、50%以上減少している場合、全額